

上告及び上告受理の申立てについて

福岡高等裁判所那覇支部平成26年（ネ）第107号遺産確認等請求控訴事件について、平成27年3月5日に判決の言渡し及び判決書の送達があったが、この判決を不服として次のとおり上告及び上告受理の申立てをすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名

福岡高等裁判所那覇支部平成26年（ネ）第107号遺産確認等請求控訴事件に係る上告及び上告受理の申立て

2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

3 上告受理の申立ての趣旨及び上告の趣旨

- (1) 本件を上告審として受理する。
- (2) 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

4 当事者 上告人兼申立人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

被上告人兼相手方

[Redacted]

平成27年3月11日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

福岡高等裁判所那覇支部平成26年（ネ）第107号遺産確認等請求控訴事件の福岡高等裁判所那覇支部の判決を不服として上告及び上告受理の申立てをするには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。